

(その1)



収支報告書

会計	繰越	決算	転記		
(中)	(中)	(手)	(印)	(印)	○

令和3年分
開催分

(ふりがな)

しんせいぎじやうかいほんようせいさくけんきゆうかい

1 政治団体の名称 新世紀社会保障政策研究会

2 主たる事務所の所在地 広島市中区新天地5番12号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
石井 みどり

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
佐伯 美幸

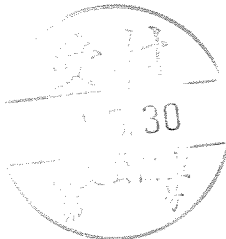
事務担当者の氏名

(姓) (名)
佐伯 美幸

(電話) 082-242-6480

(電話) _____

(電話) _____



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) <u>石井 みどり</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) <u>石井 みどり</u>
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	30,295,564
(前年からの繰越額)	30,295,544
(本年の収入額)	20
支 出 総 額	9,768,683
翌年への繰越額	20,526,881

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
	こ の 頁 の 小 計		0

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	20	
	合 計	20	

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	3,908,539	0	
(2) 光 熱 水 費	417,570	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	372,528	0	
(4) 事 務 所 費	4,060,165	0	
小 計	8,758,802	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	988,922	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	20,959	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,009,881	0	
合 計	9,768,683		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気代	10,457	R3/1/4	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
2	電気代	21,506	R3/1/4	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
3	電気代	10,889	R3/2/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
4	電気代	37,923	R3/2/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
5	電気代	11,540	R3/3/2	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
6	電気代	25,354	R3/3/2	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
7	電気代	12,579	R3/4/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
8	電気代	21,041	R3/4/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
9	電気代	13,742	R3/5/6	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
10	電気代	12,874	R3/5/6	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
11	電気代	12,389	R3/6/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
12	電気代	13,235	R3/7/8	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
13	電気代	14,863	R3/8/2	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
14	電気代	12,570	R3/8/2	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
15	電気代	14,236	R3/9/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
	こ の 頁 の 小 計	245,198				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	電気代	29,940	R3/9/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
17	電気代	13,355	R3/10/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
18	電気代	18,438	R3/10/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
19	電気代	13,245	R3/11/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
20	電気代	12,595	R3/11/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
21	電気代	13,879	R3/12/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
22	電気代	14,907	R3/12/1	中国電力(株)広島 取扱店	広島県広島市中区竹屋町2-42	
23						
	この頁の小計	116,359				
	その他の支出	56,013				
	合 計	417,570				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	文房具代	13,610	R3/1/15	(株) 五興	広島県広島市安佐南区伴南1-3-16	
2	文房具代	13,054	R3/2/17	(株) 五興	広島県広島市安佐南区伴南1-3-16	
3	封筒代	21,450	R3/2/17	(株) 文華堂八丁堀店	広島県広島市中区上八丁堀8-36	
4	長3封筒代	19,250	R3/7/14	(株) 文華堂八丁堀店	広島県広島市中区上八丁堀8-36	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	67,364				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	305,164				
	合 計	372,528				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	賃料	275,000	R3/1/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
2	携帯電話代	12,542	R3/1/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
3	会計顧問報酬・年末調整申告報酬	27,942	R3/2/15	三浦税理士事務所	広島県広島市中区中町7-41	
4	賃料	275,000	R3/2/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
5	携帯電話代	10,850	R3/2/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
6	携帯電話代	10,847	R3/3/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
7	賃料	275,000	R3/3/30	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
8	賃料	275,000	R3/4/23	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
9	携帯電話代	10,883	R3/4/26	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
10	賃料	275,000	R3/5/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
11	携帯電話代	10,857	R3/5/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
12	会計顧問報酬・政治資金監査報酬	59,874	R3/6/8	三浦税理士事務所	広島県広島市中区中町7-41	
13	賃料	275,000	R3/6/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
14	携帯電話代	10,840	R3/6/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
15	労働保険手続報酬	30,057	R3/7/13	三浦社会保険労務士事務所	広島県広島市中区中町7-41	
	この頁の小計	1,834,692				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	賃料	275,000	R3/7/21	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
17	携帯電話代	10,916	R3/7/26	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
18	賃料	275,000	R3/8/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
19	携帯電話代	10,927	R3/8/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
20	賃料	275,000	R3/9/24	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
21	携帯電話代	10,841	R3/9/27	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
22	賃料	275,000	R3/10/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
23	携帯電話代	10,868	R3/10/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
24	賃料	275,000	R3/11/25	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
25	携帯電話代	10,855	R3/11/25	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
26	賃料	275,000	R3/12/24	石井 みどり	広島県広島市中区新天地5-12	
27	携帯電話代	10,861	R3/12/27	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
28						
	この頁の小計	1,715,268				
	その他の支出	510,205				
	合 計	4,060,165				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織活動費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	タクシー代	34,900	R3/1/15	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
2	タクシー代	14,460	R3/1/15	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
3	タクシー代	72,240	R3/2/22	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
4	タクシー代	18,260	R3/2/22	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
5	航空券代	56,380	R3/2/26	(株) 近畿日本ツーリスト中国四国 広島八丁堀営業所	広島県広島市中区八丁堀16-11 スタートラム広島1F	
6	タクシー代	44,760	R3/3/17	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
7	タクシー代	44,720	R3/3/17	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
8	ハイヤー代	72,800	R3/4/19	日本交通 (株) 赤坂営業所	東京都千代田区永田町2-11-1	
9	会費	15,000	R3/4/19	(一社) 参議院協会	東京都千代田区永田町2-1-1	
10	タクシー代	31,720	R3/4/20	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
11	タクシー代	32,620	R3/4/20	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
12	タクシー代	16,380	R3/5/21	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
13	タクシー代	16,380	R3/6/22	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
14	タクシー代	23,140	R3/7/20	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区西区秩父通2丁目60番	
15	タクシー代	24,600	R3/7/20	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
	この頁の小計	518,360				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	タクシー代	15,120	R3/8/23	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区栄2丁目60番	
17	タクシー代	34,590	R3/8/23	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
18	ハイヤー代	182,600	R3/8/24	日本交通(株) 赤坂営業所	東京都千代田区永田町2-11-1	
19	航空券代	51,280	R3/9/14	(株) 近畿日本ツーリスト中国四国 広島八丁堀営業所	広島県広島市中区八丁堀16-11 スタートラム広島1F	
20	タクシー代	28,360	R3/9/14	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区栄2丁目60番	
21	タクシー代	20,560	R3/9/21	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
22	タクシー代	34,680	R3/12/16	(株) フジタクシーグループ	愛知県名古屋市中区栄2丁目60番	
23	タクシー代	25,480	R3/12/17	中田タクシー	広島県広島市西区南観音町24-16-704	
24	ハイヤー代	38,510	R3/12/17	日本交通(株) 赤坂営業所	東京都千代田区永田町2-11-1	
25						
	この頁の小計	431,180				
	その他の支出	39,382				
	合 計	988,922				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	20,959				
	合 計	20,959				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 9日

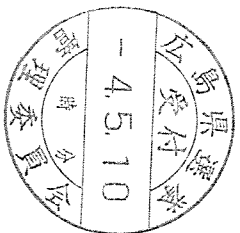
政治団体の名称 新世紀社会保障政策研究会

会計責任者の氏名 佐伯 美幸



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)


(印)



政治資金監査報告書

令和4年4月18日

新世紀社会保障政策研究会
代表 石井 みどり 殿

登録政治資金監査人 三浦 真一 
登録番号 第 2888 号
研修修了年月日 平成21年11月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新世紀社会保障政策研究会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、新世紀社会保障政策研究会の主たる事務所において行った。
- ### 2 監査の結果
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

新世紀社会保障政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、新世紀社会保障政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上